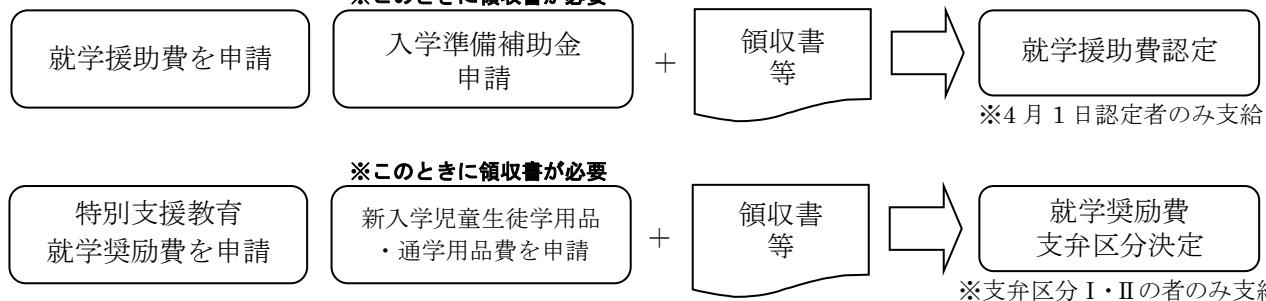


## 就学援助費・特別支援教育就学奨励費の申請をお考えの保護者の皆様へ

ランドセルや標準服(制服)など  
その領収書、捨てないで！！

「就学援助費」の4月1日認定、または、「特別支援教育就学奨励費」の支弁区分I段階またはII段階の決定を受けられた場合、小学校・中学校の新1年生については、学校で使用する学用品や通学用品を購入する経費を補助する目的で「入学準備補助金」(就学援助費)または「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」(特別支援教育就学奨励費)を支給しています。その申請の際、実際に購入された学用品や通学用品の領収書等の添付が必要です。

※このときに領収書が必要



来年度、新1年生となる児童生徒の保護者の方で就学援助費または特別支援教育就学奨励費の申請をお考えの場合は、ランドセルや標準服(制服)など、学用品や通学用品を購入した際の領収書は捨てずに保管しておいてください。領収書等の添付がない場合、就学援助費の認定または特別支援教育就学奨励費・支弁区分I段階またはII段階の決定を受けても、入学準備補助金または新入学児童生徒学用品・通学用品購入費を支給することができませんので、ご注意ください。

詳しくは、各学校の入学説明会等で配付いたします就学援助制度等のお知らせをご覧ください。

- 「入学準備補助金」「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」をご請求いただける学用品や通学用品は次のとおりです。 ※平成28年4月1日以降に購入された領収書が対象になります。

標準服(制服)、体操服、ランドセル、カバン、弁当箱、水筒、上履き、雨傘など  
※学習机等、主に家庭で使用する用品は対象外です。

- 支給額には上限がありますので、領収書の金額すべてが支給されるわけではありません。

【支給上限額】※平成28年度の内容です。

- 入学準備補助金 …… 小学校 20,470円、中学校 23,550円
- 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 …… 小学校 10,235円、中学校 11,775円

※ 小中一貫校においては、小学生時に中学生用の標準服(制服)や体育館シューズ等を購入された場合、その経費は入学準備補助金または新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の対象になります。ただし、請求は中学校入学時になりますので、中学生用の標準服(制服)や体育館シューズを購入されたときの領収書等は捨てずに申請時(中学校入学)までたいせつに保管しておいてください。

ご不明な点がある場合は、就学予定の学校または教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当(Tel 6575-5654)へお問い合わせください。